

令和4年6月

萩市議会定例会議案参考資料

# 目 次

議案第52号	萩・長門清掃一部事務組合の規約の変更について	1
議案第53号	字の区域の変更について	3

## 議案第52号参考資料

### 萩・長門清掃一部事務組合同規約（現行）

（ 抜 粋 ）

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

(1) ごみ処理施設（焼却施設に限る。以下「施設」という。）の設置、維持管理及び運営に関する事務。ただし、組合設立の際現に関係市がそれぞれ設置している施設に関するものを除く。

(2) 組合が関係市以外の地方公共団体から委託された事務

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、山口県萩市大字江向510番地に置く。

（経費の支弁方法）

第13条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、関係市の分賦金をもってこれに充てる。

2 前項の分賦金の額の算定については、別表に定めるところによる。

別表（第13条関係）

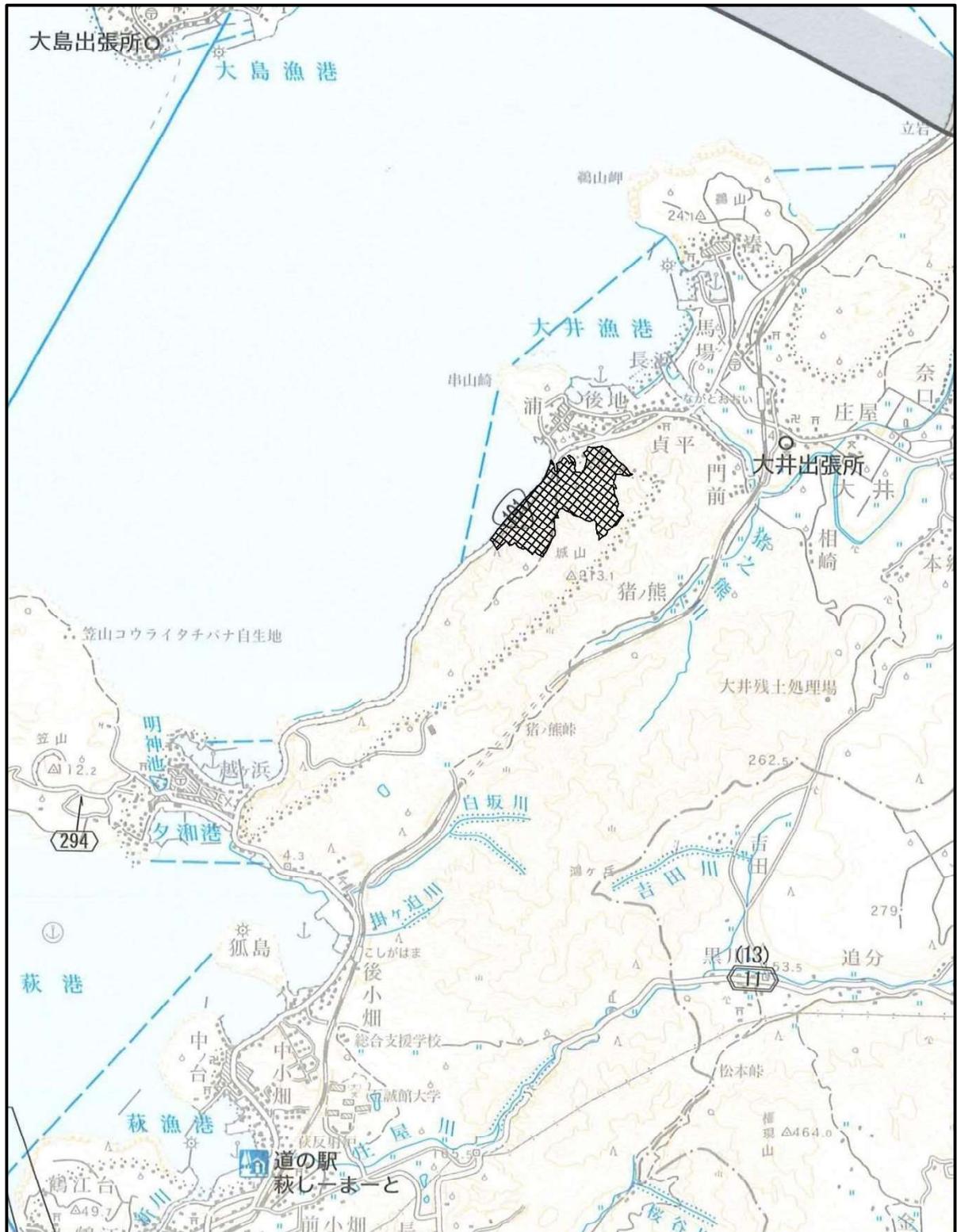
期間	分賦区分	分賦割合	算出基礎
組合の設立の日から 施設の供用開始の日 の前日までの期間	均等割	100分の20	
	人口割	100分の40	平成17年国勢調査の結果による人口。ただし、萩市にあつては、萩市一般廃棄物処理計画に定めるごみ処理区域の人口（見島地区の人口を除く。）とする。
	ごみ量割	100分の40	萩市・長門市可燃ごみ焼却施設整備実施

			計画（平成22年3月策定）において施設の能力を算出するために推計した関係市の平成27年度における1日当たりの処理対象物量
施設の供用開始の日 以後の期間	均等割	100分の20	
	人口割	100分の40	毎年度4月1日における直近の国勢調査の結果による人口。ただし、萩市にあつては、萩市一般廃棄物処理計画に定めるごみ処理区域の人口（見島地区の人口を除く。）とする。
	ごみ量割	100分の40	施設において処理した関係市の当該年度のごみ量

備考

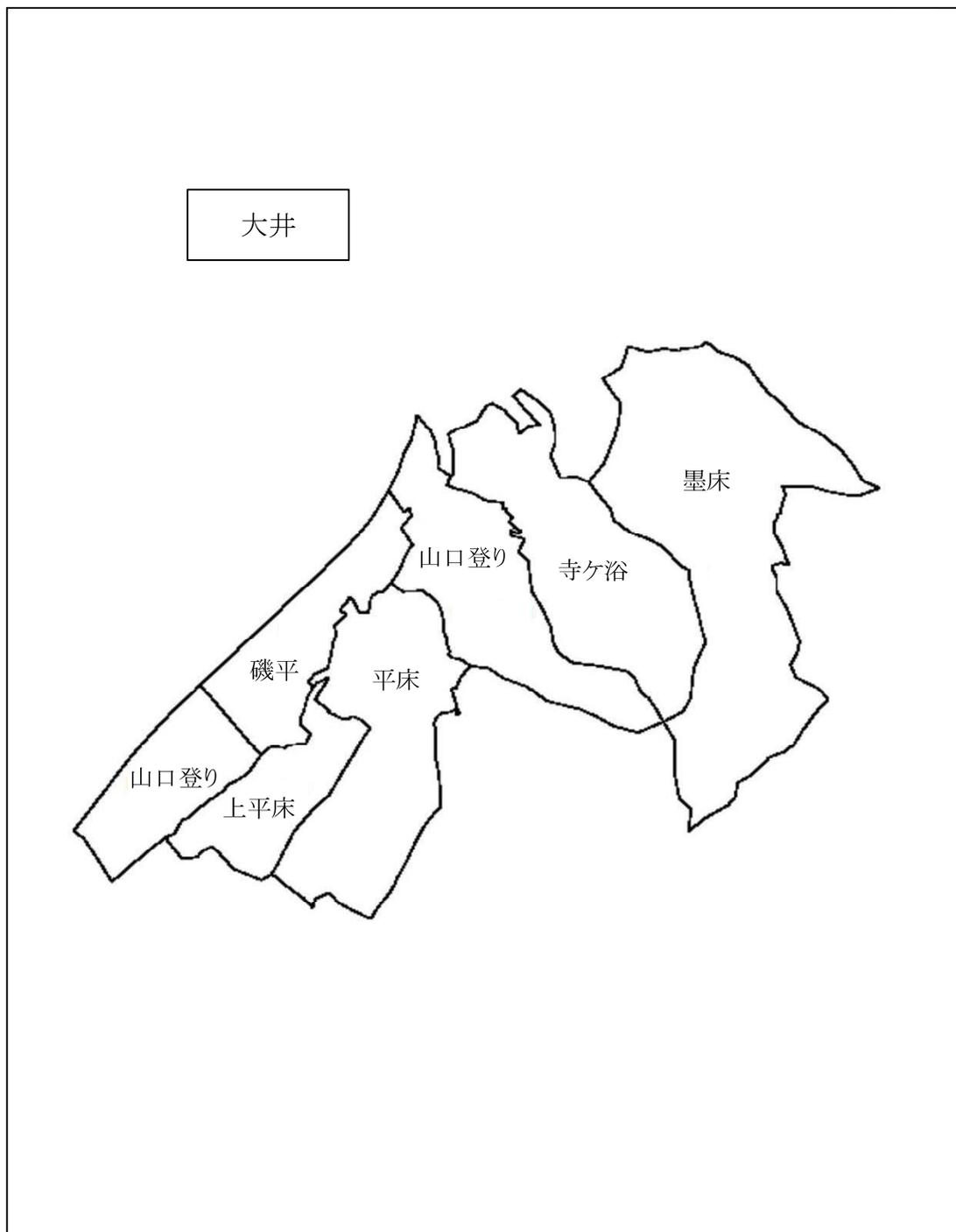
施設の供用開始の日以後に生じた施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。

字の区域の変更について



位置図

字の区域の変更について



字の区域の見取図(変更後)